

表彰規定

1. 総 則

この規定は、自治会活動等に関して、大きく功績のあった会員に対する表彰の取扱いについて定める。

2. 会員等の表彰

- 1) 自治会活動等に参加して、その推進に大きな貢献をしたとされる会員は、次の扱いにより定期総会において表彰する。
- 2) 永年にわたり自治会活動等に参加して、その推進に大きな貢献をしたとされる会員の個人又はグループについては、理事会で推薦し、地区長会の承認を得て、3万円を限度とした相当額の記念品と表彰状を贈るものとする。その相当額は理事会で決定する。

3. 役員（会則第9条による）の退任感謝

役員が退任した場合、理事会の議を経て感謝状と、次の基準を限度として記念品を贈るものとする。

在任期数	在任年数	役員（会計監査除く）	会計監査
1期以上	2年以上	5,000円相当額	3,000円相当額
2期以上	4年以上	10,000円相当額	5,000円相当額
4期以上	8年以上	20,000円相当額	10,000円相当額
6期以上	12年以上	50,000円相当額	15,000円相当額

4. 規定の改廃

この規定の改廃は、理事会の議を経て地区長会で決める。

付 則

1. 昭和55年4月の定期総会より実施する。
2. 平成11年6月13日 一部改正
3. 平成27年5月1日 一部改正